

令和6年度障がい者の働きやすい職場づくりモデル事業業務委託仕様書

1 事業の目的

令和4年度三重県障がい者雇用・定着実態調査によると、障がい者の職場定着における主な課題として、「業務適性や能力の把握と適切な作業配分」と「従業員の障がい特性の理解と対応方法」の2項目が高い割合を占めており、障がい者の職場定着における大きな課題となっている。

障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働き続けるためには、受入側の企業において上記のような課題が解決され、障がい者にとって働きやすい環境が整備されることが不可欠である。

このため、本事業では、障がい者の就労や定着支援について県内企業が相互に情報交換することで、障がい者が安心して安定的に働き続けられる環境を整備し、「働きやすい職場づくり」にモデル的に取り組み、参加企業の課題解決につなげるとともに、そのプロセスやそこから得られたノウハウを、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを活用して広げていくことを目的とする。

2 契約期間

契約の日から令和7年3月7日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 業務スケジュール

業務スケジュールは、概ね次のとおりとし、実施時期に2か月を超える大幅なずれが生じる場合は、事前に県と相談して実施する。

月	実施内容	参考
4月	広報資料作成	
5月	企業募集	
6月	参加企業確定	
7月	事業開始	
8月	第1回グループワーク	三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月	企業訪問	障害者雇用支援月間
10月	企業訪問/企業交流会	県内ハローワークで、 障害者就職面接会開催
11月	第2回グループワーク	
12月	企業訪問	
1月	企業訪問/成果レポート作成	
2月	成果報告会	障がい者雇用促進 フォーラムみえ開催
3月	事業完了報告	

(2) 対象企業

対象企業は、常用雇用労働者数が40.0人以上の県内企業（以下「企業」という。）とする。なお、常用雇用労働者数が40.0人未満の企業であっても、障がい者雇用に意欲のある企業は本事業の対象とする。ただし、これまで本事業に参加した企業及び障がい者就労支援事業を主たる事業とする企業は対象外とする。

また、次の企業は特に優先的に対象とし、参加企業の決定にあたっては県と協議して決定する。

ア 法定雇用率（※）の対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業

イ 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業

※令和5年6月1日時点の法定雇用対象企業リストは三重労働局から入手すること。

(3) 広報資料作成

本事業の広報チラシを令和6年4月30日（火）までに作成する。

(4) 広報

本事業の内容等について、対象企業に郵送するとともに、事業についてホームページ等により広く広報する。

(5) 業務内容

ア 複数の企業によるグループワークの実施

(ア) 概要

障がい者の雇用にあたって、企業にとって「社内に適当な仕事があるか」といったことが大きな課題となっており、また、企業見学会等のアンケート等や聴き取りから、業種、障がい者の特性などが異なり個別の対応が必要となる中で、マニュアルやハローワークでは得られない個別の情報や、他社の担当者と情報交換の場などを求めていることが明らかとなっている。

受託者は、障がい者の就労や定着支援に関する専門知識及び経験を生かし、同種の企業同士、系列の企業同士、同じ地域の企業同士などの3社程度のグループを1つ以上構成し、参加企業をフィールドとして障がい者雇用にかかる課題を明らかにし、その課題をテーマとして、意見や各社の体験やノウハウを交換しながら、解決策を探る。

また、グループワークの実施にあたっては、専門的な知見を活用してコーディネートしつつ、企業へのアドバイスや意見のとりまとめなどを行うものとする。

(イ) 回数及び会場

契約期間内にグループワークを2回以上（1回あたり2時間程度）実施することとし、会場については、三重県内で参加者の利便性の高い場所を県と協議のうえ、選定する。

また、令和元年度から5年度までの参加企業との交流会を1回以上（1回あたり2時間程度）実施することとし、会場については、ステップアップカフェ「だいたい食堂」とする。なお、交流会は開催候補日を複数設定し、令和6年度参加企業が全社、また令和元年度から令和5年度までに参加した企業が最低3社以上参加できる日程を県と協議の上、決定して実施するものとする。

(ウ) 対象者及び募集人数

三重県地域活性化雇用創造プロジェクトの対象企業を中心として3社以上及び各社担当者1人以上を集めることとする。なお、前述の企業は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会に入会するものとする。（公益財団法人三重県産業支援センターHP：<https://www.miesc.or.jp/support/project/3/>をご覧ください。）

3社の例：同種の企業、同系列の企業、同じ地域の企業などグループで取り組むことにより効果が得られやすい企業を選定する。

イ 企業の課題解決に向けた様々な方策の実践

(ア) 概要

受託者は、グループワーク実施後に、参加企業を訪問し、検討した解決策の実践に向け、アドバイスをを行い、障がい者が働きやすい職場づくりの実践に取り組む。

(イ) 回数

契約期間内に企業訪問を各社2回程度（1回あたり2時間程度）実施することとする。

(ウ) 対象

グループワーク参加企業

(エ) 内容等について

次の内容について企業にアドバイスし、共に解決に向け取り組む。

- 障がい特性の理解
- 職務配置の検討
- 職場の理解促進
- 受入れ体制の整備
- 国や県などの制度の活用

ウ 障がい者雇用促進フォーラム（仮称）等での事例発表

県が主催する障がい者雇用に関するフォーラム等に参加し、事業内容等について事例発表を行う。（実施時期は令和7年2月を予定。）

4 提出を要する書類等

本業務の完了の証として、実施概要及び成果に関する委託業務実績報告書等を作成し、委託期間内に紙媒体（原則としてA4版、2部）及び電子データにて提出すること。

5 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
 - (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
 - (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
 - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
 - (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
 - (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX 番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 森下、相賀